

八王子市消費生活ニュース

編集・発行 八王子市消費生活センター／同消費生活啓発推進委員会

2021年9月
(令和3年)
第121号

「スマホを渡したただけなのに・・・」「家庭用ゲーム機でいつの間に・・・」子どものオンラインゲーム課金のトラブルを防ぐには？

新型コロナウイルスの感染拡大の影響が長引き、依然として外出を控え、自宅で過ごす時間が長くなっています。「おうち時間」にスマホやタブレット、家庭用ゲーム機でオンラインゲームを利用して過ごす中で、子どもが保護者の許可なく課金してしまったというトラブルが急増しています。

そこで、子どものオンラインゲームについての相談事例や保護者へのアドバイスをまとめました。予期せぬ高額な課金を防ぐためにも、ぜひ参考にしてください。



●相談事例

【事例 1】

小学生の子どもが、友だちに「キャリア決済*を使うとお金がかからない」と教えられ、スマホでオンラインゲームに高額課金していた。

【事例 2】

小学生の子どもがオンラインゲームで 150 万円以上も課金していたが、子どもが決済完了メールをしていたため気がつかなかった。

【事例 3】

小学生の子どもが、父親のアカウントを使って家庭用ゲーム機で遊び、アカウントに登録されていたクレジットカードを利用して課金していた。

【事例 4】

一度だけ課金するためにスマホにクレジットカードを登録したところ、小学生の子どもが 30 万円以上も課金してしまった。年齢確認画面で「20 歳以上」を選択していたようだ。

*キャリア決済とは、携帯電話会社の ID やパスワード等による認証で商品等を購入した代金を、携帯電話の利用料金等と合算して支払うことができる決済方法のこと。携帯電話会社によって名称は異なる。

(特徴・問題点・アドバイスは裏面)

●相談事例からみる特徴と問題点

- ・両親や祖父母など、保護者のスマホを子どもに使わせている。
- ・保護者用アカウントでログインした家庭用ゲーム機を子どもに使わせている。
- ・決済時のパスワードを設定していなかった。
- ・クレジットカードの管理が十分ではなかった。
- ・決済完了メールを見落としていたため、課金に気づかなかった。
- ・子ども自身にお金を使っているという認識がない。

●保護者へのアドバイス

- ・オンラインゲームで課金する場合のルールを家族で話し合しましょう。
- ・保護者のアカウントで子どもに利用させず、保護者のアカウントで子どものアカウントを管理、保護できるように「ペアレンタルコントロール」を利用しましょう。
- ・スマホでは、保護者のアカウントで子どもに利用させる場合、保護者が子どもの「課金を防ぐ」「課金に気づく」ために、事前に保護者のアカウントの設定を確認しましょう。
- ・未成年者が保護者の承諾なくオンラインゲームの課金をしてしまった場合は未成年者契約の取消しが可能な場合があります。
- ・不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は、すぐに八王子市消費生活センターにご連絡ください。

(国民生活センターホームページより一部引用)

【Web 講演会のお知らせ】

これだけは知っておきたい！ひとりでもできるSDGs

- 【日 時】 11月30日(火)14:00~16:00
- 【講 師】 千葉 潔さん(国際連合広報センター知識管理担当)
- 【定 員】 オンライン配信:100名
- 【申込期限】 11/18(木) 16:00
- 【申込方法】 右の二次元コードからお申し込みください。



※手話通訳をご希望の場合、消費生活センターまでご連絡をお願いします。

八王子市消費生活センター

相談専用電話：042-631-5455

- 相談時間 > 午前9時～午後4時30分
- 相談日 > 月曜日～土曜日(祝・休日、年末年始を除く)

*相談は無料、秘密は守られます。
*クリエイイトホール休館日は電話相談のみとなります。
*土曜日にお越しの際は、事前に電話連絡をお願いします。

- 問い合わせ > 電話：042-631-5456 FAX：042-643-0025

〒192-0082 八王子市東町5-6 クリエイトホール地下1階

※ご相談は、電話又は来所でお受けしています。

FAXではご相談いただけませんが、受付方法などのお問い合わせはFAXでもお受けしています

※年末年始を除く祝・休日については「消費者ホットライン」☎1.8.8でご相談(午前10時～午後4時)を受け付けています。



まずは
ご相談を